

熱海市温泉条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

熱海市長 齊藤 栄

## 熱海市条例第11号

### 熱海市温泉条例の一部を改正する条例

熱海市温泉条例（昭和48年熱海市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

#### 目次

第1章 総則（第1条―第9条）

第2章 供給装置（第10条―第18条）

第3章 温泉の供給（第19条―第24条）

第4章 料金及び手数料（第25条―第35条）

第5章 雑則（第36条―第38条）

第6章 罰則（第39条・第40条）

#### 附則

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改め、同条の次に次の1条を加える。

#### （温泉供給区域）

第1条の2 熱海市温泉事業の供給区域は、熱海地区、南熱海地区及び泉地区とする。ただし、供給区域内であっても配湯管を布設していない箇所その他やむを得ない事情がある場合は、供給しないことができる。

第2条の見出し中「用語の」を削り、同条中「、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる」を「「供給装置」とは、市の設置した配湯槽又は配湯管から分岐した供給管及びこれに付属する供給用具をもって構成された設備をいう」に改め、同条各号を削る。

第3条の見出しを「（種類）」に改め、同条中「に掲げる」を「の表の」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

種類	内容
普通供給	臨時供給以外の温泉の供給

臨時供給	私有の温泉の湧出が停止したときその他の一時的な事由による 2月以内の温泉の供給
------	--------------------------------------------

第4条第1項中「に掲げる」を「の表の」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

用途	内容
自家用	自家入浴その他一般の用途に使用するもの
営業用	旅館、ホテルその他の営業用施設又は共同住宅に使用するもの
共同用	共同浴場に使用するものであって、市長が別に定めるもの
団体用	社会福祉法人その他の公共的団体及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものが運営する施設に使用するものであって、市長が特に必要と認めるもの

第4条第2項中「に掲げる」を「の表の」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

種別	内容
甲種	浴槽及びこれに準ずるもの（以下「浴槽等」という。）が設置してあり、貯湯槽その他の設備を有しないもの
乙種	浴槽等が設置してあり、貯湯槽その他の設備を有するもの

第5条第1項中「家屋所有者」を「家屋若しくは温泉を供給する施設若しくは設備の所有者」に、「とする者」を「とするもの」に、「管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」を「市長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（引湯義務）

第5条の2 前条第1項の許可を受けた者（以下「受給者」という。）は、その許可を受けた日から3月以内に温泉を引湯するための工事等を申し込まなければならない。

第6条第1項中「普通供給」を「受給者のうち、普通供給」に改め、「許可を受けた日から10日以内に」を削り、同項ただし書中「普通受給者」を「者」に改め、同条第2項中「同条の許可を受けた日から10日以内に」を削る。

第7条中「その」の次に「供給場所に対し」を加える。

第9条第1項及び第2項中「許可を受けた日から10日以内に」を削り、同条第3項中「納入した」を「納入した」に、「返還し」を「還付し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

第10条の見出し中「供給装置工事」を「工事」に改め、同条第1項中「第5条第1項の許可を受けた者（以下「受給者」という。）又は温泉を使用している者（以下「使用者」という。）で、供給装置工事（以下「工事」という。）をしようとする者（以下「申込者」という。）」を「受給者が供給装置の新設、増設、改造、撤去又は修繕（以下「工事」という。）をしようとするとき」に改め、同条第2項中「申込み」の次に「をする」を加え、「土地家屋等の所有者」を「利害関係人」に改める。

第11条第1項中「使用者」を「受給者又は使用者（以下「受給者等」という。）」に、「適切な」を「善良な管理者の注意をもって」に改め、同条第2項、第3項及び第5項中「使用者」を「受給者等」に改める。

第12条第1項中「ものとする」を削り、同条第2項中「工事施工」を「工事の施行」に改める。

第15条中「工事の費用」を「工事に要する費用（以下「工事費」という。）」に改め、同条ただし書中「市費で施工することを」を「特に」に改める。

第16条第1項中「施工する」を「施行する」に、「の費用」を「の工事費」に改め、同項第5号中「設計手数料」を「工事監督費」に改め、同項第6号中「諸経費」を「間接経費」に改め、同条第2項中「その費用を」の次に「同項の工事費に」を加える。

第17条の見出し中「請求」を「納入」に改め、同条第1項中「市長」を「申込者」に、「工事を施工した」を「市長が工事を施行した」に、「工事完成後工事費を申込者に請求する」を「当該工事の工事費を納入しなければならない」に改め、同条第2項を削る。

第18条中「施工した」を「施行した」に改め、同条ただし書中「保管の責を負わなければ」を「保管しなければ」に改める。

第20条第2項中「市長」を「市」に、「賠償の責」を「その責め」に改める。

第21条の見出し中「管理費及び返還」を「返還及び管理費」に改め、同条第1項ただし書中「ものとする」を削り、同条第2項中「毎月」を「1月につき」に改め、同項ただし書中「535円」を「1月につき535円」に改める。

第22条中「受給者又は使用者」を「受給者等」に、「速やかに」を「あらかじめ」に改め、同条第1号中「住所を変更した」を「温泉の使用を開始し、又は廃止しようとする」に改め、同条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同条第6号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条に次の1項を加える。

2 受給者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければなら

ない。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 使用者が異動したとき。
- (3) 供給装置が破損し、又は供給に異常があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

第23条を次のように改める。

## 第23条 削除

第24条第1号中「使用者」を「受給者」に、「不明のとき」を「が不明で、かつ、使用者がいないとき」に改め、同条第3号中「特に」を「市長が特に」に改める。

「第4章 料金および手数料」を「第4章 料金及び手数料」に改める。

第25条第1項中「第23条第2号」を「第22条第1項第1号」に、「第22条第4号」を「同項第2号」に改め、「間」の次に「(第30条において「休止期間」という。)」を加え、「受給者又は使用者」を「受給者等」に改め、同条第2項を削る。

第26条第1項中「1箇月」を「1月」に、「別表第2の」を「別表第2に定める」に、「と超過料金と」を「及び超過料金」に改め、同条第2項中「1箇月」を「1月」に改める。

第27条第2項を削る。

第28条中「ものとする」を削る。

第29条中「認定する」の次に「ものとする」を加える。

第30条第1項中「1箇月」を「1月」に改め、同条第3項中「の届出」を削り、「依頼」を「届出」に改め、同条第4項中「者が、」を「者が」に改め、同項ただし書中「1年」を「工事の申込みをした日から1年」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 普通受給者が第5条第1項の許可を受けた場所で、受給者等が家屋等を改築、増築又は建替えをする場合は、休止期間において休止料金を算定しないことができる。ただし、その期間は、温泉の使用の休止を届け出た日から1年を超えないものとする。

第34条の見出しを「(督促)」に改め、同条中「対する徴収の方法については、熱海市税外収入の督促等に関する条例(昭和46年熱海市条例第23号)の例による」を「対して、期限を指定して督促しなければならない」に改める。

第37条の見出し中「停止等」を「停止」に改め、同条中「受給者又は使用者」を「受給者等」に、「停止し、又は温泉の供給許可を取り消す」を「停止する」に改め、同条第1号中「温

泉料金等」を「温泉料金」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(許可の取消し)

第37条の2 市長は、受給者等が次の各号のいずれかに該当するときは、温泉の供給の許可を取り消すことができる。

- (1) 第5条の2の規定に違反したとき。
- (2) 第6条の供給加入金を納入しないとき。
- (3) 温泉料金等を相当な期間滞納しているとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

第38条及び第39条を削り、第40条を第38条とする。

本則に次の1章を加える。

## 第6章 罰則

(過料)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 検針若しくは供給の停止を拒み、又は計量器の作用を妨害した者
- (2) この条例に規定した届出及び申請を怠り、又は虚偽の届出をした者

(温泉料金等を免れた者に対する過料)

第40条 詐欺その他の不正の行為により、温泉料金等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

別表第2中「基本金額」を「基本料金」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条及び第37条の改正規定は、平成29年7月1日から施行する。